

地方独立行政法人山口県立病院機構定款（素案）

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）
- 第 2 章 役員等
 - 第 1 節 役員（第 7 条～第 10 条）
 - 第 2 節 理事会（第 11 条～第 14 条）
- 第 3 章 業務及びその執行（第 15 条～第 17 条）
- 第 4 章 資本金（第 18 条）
- 第 5 章 雑則（第 19 条、第 20 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この地方独立行政法人は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等を行うことにより、県民の健康の保持増進を図り、もって健康で文化的な生活の向上に資することを目的とする。

地独法第 8 条第 1 項

（名称）

第 2 条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「法人」という。）とする。

地独法第 8 条第 1 項

（設立団体）

第 3 条 法人の設立団体は、山口県とする。

地独法第 8 条第 1 項

(事務所の所在地)

第4条 法人は、事務所を山口県防府市大字大崎77番地に置く。

地独法第8条第1項

(特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

地独法第8条第1項

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、山口県報に掲載して行う。

地独法第8条第1項

第2章 役員等

第1節 役員

(定数)

第7条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長1人
- (2) 副理事長2人以内
- (3) 理事5人以内
- (4) 監事2人以内

地独法第8条第1項

(役員の職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 4 理事は、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。この場合において理事が2名以上あるときは、あらかじめ理事長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

- 5 監事は、法人の業務を監査する。
- 6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山口県知事(以下「知事」という。)に意見を提出することができる。

地独法第8条第1項

(役員の任命)

第9条 理事長は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者
- 2 副理事長及び理事は、前項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。
 - 3 監事は、財務管理、経営管理その他法人が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているもののうちから、知事が任命する。

地独法第8条第1項

(役員の任期)

第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

地独法第8条第1項

第2節 理事会

(設置及び構成)

第11条 法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第12条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 副理事長及び理事の3分の1以上の者又は監事が会議に付すべき事項を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、理事長は、遅滞なく理事会を招集しなければならない。

(議事)

第 13 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第 14 条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

(1) 地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。) により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 事業年度の業務運営に関する計画に関する事項

(3) 予算の作成及び決算に関する事項

(4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項及び病床数に関する事項

(5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

地独法第 8 条第 1 項

第 3 章 業務及びその執行

(病院の設置)

第 15 条 法人が設置及び運営を行う病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
山口県立総合医療センター	防府市
山口県立こころの医療センター	宇部市

地独法第 8 条第 1 項

(業務の範囲)

第16条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

地独法第8条第1項

(業務の執行方法)

第17条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

地独法第8条第1項

第4章 資本金

第18条 法人の資本金は、法第67条第1項の規定により山口県から法人に対し出資されたものとされる額とする。

2 法第67条第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

地独法第8条第1項

第5章 雑則

(解散に伴う残余財産の帰属)

第19条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を山口県に帰属させる。

地独法第8条第1項

(規程への委任)

第 2 0 条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

法人の規程：就業規則、財務規程等

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

地独法第 9 条第 3 項

(別表 略)